

○保育料等の受益者負担の適正化について

(1) 概要

保育料、延長保育料及び放課後児童クラブ利用料について、保育サービスの利用と負担の適正化検討専門家会議や社会福祉審議会児童福祉専門分科会からの意見を踏まえつつ、適正な受益者負担の在り方を整理し、その上で子育て家庭の経済的負担の軽減に向けて、以下のとおり見直しを行う。【別冊資料】

(2) 要旨

ア 保育料

第1子保育料は、同規模自治体と比較して相対的に高い水準にあることから、全ての所得階層で引下げを行う。また、可処分所得に応じた応能負担を原則に、低所得世帯に配慮した利用料となるよう改定する。

現行		2027 年度改定 (案)		差引 (標準時間)
階層 (市民税の課税状況等)	月額保育料 標準時間(短時間)	階層 (市民税の課税状況等)	月額保育料 標準時間(短時間)	
生活保護	0 円 (0 円)	生活保護	0 円 (0 円)	0 円
非課税	0 円 (0 円)	非課税	0 円 (0 円)	0 円
均等割のみ課税	12,200 円 (12,000 円)	均等割のみ課税	0 円 (0 円)	▲12,200 円
1 円 ～ 4,799 円	13,900 円 (13,700 円)	1 円 ～ 4,799 円	4,000 円 (3,800 円)	▲9,900 円
4,800 円 ～ 48,599 円	15,600 円 (15,400 円)	4,800 円 ～ 26,699 円	5,200 円 (5,000 円)	▲10,400 円
		26,700 円 ～ 48,599 円	6,800 円 (6,600 円)	▲8,800 円
48,600 円 ～ 56,799 円	17,600 円 (17,200 円)	48,600 円 ～ 64,999 円	8,600 円 (8,200 円)	▲9,000 円
56,800 円 ～ 64,999 円	19,700 円 (19,300 円)			▲11,100 円
65,000 円 ～ 72,999 円	21,800 円 (21,400 円)	65,000 円 ～ 80,999 円	10,800 円 (10,400 円)	▲11,000 円
73,000 円 ～ 80,999 円	24,000 円 (23,600 円)			▲13,200 円
81,000 円 ～ 88,999 円	26,500 円 (26,100 円)	81,000 円 ～ 96,999 円	13,400 円 (13,000 円)	▲13,100 円
89,000 円 ～ 96,999 円	30,000 円 (29,600 円)			▲16,600 円
97,000 円 ～ 111,399 円	32,500 円 (31,900 円)	97,000 円 ～ 111,399 円	14,600 円 (14,000 円)	▲17,900 円
111,400 円 ～ 125,799 円	34,000 円 (33,400 円)	111,400 円 ～ 125,799 円	16,400 円 (15,800 円)	▲17,600 円
125,800 円 ～ 140,199 円	37,500 円 (36,900 円)	125,800 円 ～ 140,199 円	17,700 円 (17,100 円)	▲19,800 円
140,200 円 ～ 154,599 円	39,000 円 (38,400 円)	140,200 円 ～ 154,599 円	19,800 円 (19,200 円)	▲19,200 円
154,600 円 ～ 168,999 円	44,500 円 (43,900 円)	154,600 円 ～ 168,999 円	22,600 円 (22,000 円)	▲21,900 円
169,000 円 ～ 300,999 円	57,000 円 (56,100 円)	169,000 円 ～ 201,999 円	27,300 円 (26,400 円)	▲29,700 円
		202,000 円 ～ 234,999 円	33,500 円 (32,600 円)	▲23,500 円
		235,000 円 ～ 267,999 円	39,100 円 (38,200 円)	▲17,900 円
		268,000 円 ～ 300,999 円	44,400 円 (43,500 円)	▲12,600 円
301,000 円 ～ 396,999 円	61,200 円 (60,000 円)	301,000 円 ～ 348,999 円	48,700 円 (47,500 円)	▲12,500 円
		349,000 円 ～ 396,999 円	54,600 円 (53,400 円)	▲6,600 円
397,000 円 ～	80,000 円 (78,400 円)	397,000 円 ～	58,400 円 (56,800 円)	▲21,600 円

イ 延長保育料

類似事業（こども誰でも通園制度、一時預かり事業など）との費用負担の整合性を踏まえて見直しは行わず、据え置く。

ウ 放課後児童クラブ利用料

サービスの質を充実しつつ、国が示す負担割合に基づく利用料（９，０００円程度）となるよう、２０２７年度（令和９年度）から段階的に引き上げる。引上げに当たっては、低所得世帯や多子世帯に配慮するため、減免対象の拡大や利用児童３人目以降の利用料の無償化を新たに行う。

現行		2027年度改定（案）	
利用児童	月額利用料	利用児童	月額利用料
1人目	3,000円	1人目	5,000円
2人目以降	1,500円	2人目	2,500円
		3人目以降	0円
（減免対象） ・生活保護受給者、市民税非課税者及び災害その他の特別の事情があると市長が認めた者は全額減免		（減免対象） ・生活保護受給者、市民税非課税者及び災害その他の特別の事情があると市長が認めた者は全額減免 ・上記以外の者で就学援助の対象となる者は一部減免（2,000円）	

※今後は、おおむね２年ごとに引上げ内容を検討する。

（３）スケジュール（予定）

２０２６年（令和８年）１０月 規則改正（保育料）

１２月 条例改正案（放課後児童クラブ利用料）提出

２０２７年（令和９年）４月 新たな利用料の適用開始

保育料等の受益者負担の適正化について

保健福祉局ネウボラ推進部
保育施設課・保育指導課

I 適正な費用と負担の在り方について

1 見直しに向けた考え方

質の高い保育サービスを持続可能なものとするために適正な費用と負担を整理する。
その上で、加速する少子化の抑制に向けて、特に子育て家庭の経済的負担を軽減する。

2 利用料ごとの適正な費用と負担の在り方

保育サービスの利用と負担の適正化検討専門家会議での意見を踏まえ、次のとおり整理。

	現状	専門家会議での主な意見	今後の在り方
保育料	- 国が示す私立保育所にかかる費用負担の考え方「保護者2：公費8」とは全国的に大きく乖離している。（参考資料P9） - 本市では第2子以降保育料無償化により「保護者0.5：公費9.5」となっている。（参考資料P10・11）	- 他都市の負担割合を注視していくべき。 - 保育は育児と仕事の両立の基盤であるといった視点も持って、継続して適正な費用と負担を整理していくべき。 - 負担軽減ありきでなく、保育の質を担保していく視点も必要。 - 費用と負担を見える化すべき。	- 他都市の負担割合等を注視しつつ、質を担保できる必要な費用と負担について継続して整理する。 - 費用と負担を見える化することで、社会全体でこどもを支えていく機運を醸成していく。
延長保育料	- 国は延長保育にかかる費用負担の考え方を示していない。 1998年度以降、時間区分の細分化や制度変更に伴う改正は行っているが利用料は変更していない。	こども誰でも通園制度や一時預かり事業など類似事業との整合性を考慮すべき。	- 類似事業との整合性を踏まえて費用負担を継続して整理する。 - 利用料の設定理由や根拠について保護者の理解を得ていく。
放課後児童クラブ利用料	- 国が示すクラブ運営にかかる費用負担の考え方「保護者5：公費5」に対して、本市では「保護者1.4：公費8.6」となっている。（参考資料P24） 1998年度に利用料3,000円を導入して以降、約30年間変更していない。	- 国が示す費用負担を基本に、他都市との比較も行うべき。 - 他都市との比較に当たっては、自治体ごとにクラブ運営に独自性があるため、利用料のみではなくサービス水準も踏まえて整理すべき。	- 今後の費用負担については、国が示す考え方を基本に、サービス内容を踏まえた上で他都市との比較も行い、決定する。 - 費用と負担を見える化し、保護者に丁寧に説明していく。

II 各利用料の見直しについて

1 保育料

(1) 現状

- 本市においては無償化している第2子以降の保育料も含めた全体の保育料水準（国が示す保育料の徴収基準に対する本市の徴収割合）は、2023年度以前は中核市や県内市の中でも高い状況であったが、2024年9月の第2子の保育料無償化によって、2025年度は中核市・県内市の平均よりも低くなった。
（参考資料P12・13）
- 一方、保育料表（現在は第1子のみ徴収している保育料の額）は、全ての所得階層で中核市の平均を上回っている。（参考資料P14）
- 保護者の約8割が保育料は家計の負担となっていると回答。また、現状の保育料に納得していると回答した保護者は約48%、納得していないと回答した保護者は約29%。（参考資料P17・18）

(2) 専門家会議での主な意見

【料金設定について】

- 第1子保育料は、同規模自治体と比較して相対的に高い水準にあるため、一定程度引き下げるべき。
- 家庭で子どもと関わる時間をできるだけ確保し、こどもの健やかな成長につなげていく視点も重要。保育料の大幅な引下げが保育利用の長時間化につながることは避けるべき。
- 保育料を引き下げるほど、高所得世帯と低所得世帯のこどもの体験格差が更に広がってしまうことが考えられるため、低所得世帯に配慮した料金設定にすべき。
- 可処分所得に応じて累進度を持たせた料金設定にすべき。

【その他】

- 他都市と引下げ競争を行い、自治体間で子どもを奪い合うといった状況にならないようにすべき。
- 保育料だけでなく、こども医療費助成制度や学校給食費の無償化なども含めて総合的な経済的負担の軽減を行うとともに、それらに要する費用と負担の見える化を図るべき。
- 保育料の引下げ→保育利用時間の増加→保育士の業務負担の増加→保育士の離職者の増加→サービスの質の低下や入所児童数の減少という悪循環になることは避けるべき。

(3) 児童福祉専門分科会での主な意見

- ・可処分所得に応じた応能負担を原則に、より低所得世帯に配慮する必要がある。
- ・今後も保護者自身が保育の当事者としての責任を持つために、こどもの成長に必要な費用について一定の保護者負担が必要である。
- ・こどもを「産み育てたい」と考える世帯を増やしていくためには、第2子以降の支援だけでなく、第1子を安心して育てられる環境づくりが必要である。
- ・保育料は保育の質と併せて考えるべき。今後も「こどもの健やかな成長」という視点を大切にしたい保育を提供していくべき。

(4) 見直し案の概要

- ・同規模自治体と比べて突出しない範囲で引き下げる。
- ・より低所得世帯に配慮した保育料にするため、可処分所得に応じて累進度を持たせた利用料とする。

	見直し内容		平均 保育料	保育料 改定率 ※	国基準に 対する 徴収割合
	各階層の見直し内容	階層数			
現 行	—	1 9 階層	36,395円	—	4 4.3 %
見 直 し 案	・高所得階層の保育料を中核市平均を下回る水準まで減額（減額率30%程度）。 ・累進度を持たせるため、中所得階層は減額率50%程度、低所得階層は減額率70%程度、それぞれ減額。 ・均等割りのみ課税世帯を0円に減額。	2 1 階層	19,996円	▲ 4 5.1 % [最小▲10.8% 最大▲71.2%]	2 4.5 %

※最大は▲100%を除く

(5) 現行と見直し案の比較

- 最も減額が少ない階層で6,600円、最も多い階層で29,700円減額。
- 階層区分を19階層から21階層に変更。（現行C3・15・16階層を分割、C4～9階層を3階層に統合）

現行			見直し案				
階層 (市民税の課税状況等)		月額保育料(円) 標準時間(短時間)	階層 (市民税の課税状況等)		月額保育料(円) 標準時間(短時間)	差引(円) 標準時間	減額率(%) 標準時間
A	生活保護	0(0)	A	生活保護	0(0)	0	0.0
B	非課税	0(0)	B	非課税	0(0)	0	0.0
C1	均等割のみ課税	12,200(12,000)	C1	均等割のみ課税	0(0)	▲12,200	▲100.0
C2	1～4,799	13,900(13,700)	C2	1～4,799	4,000(3,800)	▲9,900	▲71.2
C3	4,800～48,599	15,600(15,400)	C3	4,800～26,699	5,200(5,000)	▲10,400	▲66.7
			C4	26,700～48,599	6,800(6,600)	▲8,800	▲56.4
C4	48,600～56,799	17,600(17,200)	C5	48,600～64,999	8,600(8,200)	▲9,000	▲51.1
C5	56,800～64,999	19,700(19,300)				▲11,100	▲56.3
C6	65,000～72,999	21,800(21,400)	C6	65,000～80,999	10,800(10,400)	▲11,000	▲50.5
C7	73,000～80,999	24,000(23,600)				▲13,200	▲55.0
C8	81,000～88,999	26,500(26,100)	C7	81,000～96,999	13,400(13,000)	▲13,100	▲49.4
C9	89,000～96,999	30,000(29,600)				▲16,600	▲55.3
C10	97,000～111,399	32,500(31,900)	C8	97,000～111,399	14,600(14,000)	▲17,900	▲55.1
C11	111,400～125,799	34,000(33,400)	C9	111,400～125,799	16,400(15,800)	▲17,600	▲51.8
C12	125,800～140,199	37,500(36,900)	C10	125,800～140,199	17,700(17,100)	▲19,800	▲52.8
C13	140,200～154,599	39,000(38,400)	C11	140,200～154,599	19,800(19,200)	▲19,200	▲49.2
C14	154,600～168,999	44,500(43,900)	C12	154,600～168,999	22,600(22,000)	▲21,900	▲49.2
C15	169,000～300,999	57,000(56,100)	C13	169,000～201,999	27,300(26,400)	▲29,700	▲52.1
			C14	202,000～234,999	33,500(32,600)	▲23,500	▲41.2
			C15	235,000～267,999	39,100(38,200)	▲17,900	▲31.4
			C16	268,000～300,999	44,400(43,500)	▲12,600	▲22.1
C16	301,000～396,999	61,200(60,000)	C17	301,000～348,999	48,700(47,500)	▲12,500	▲20.4
			C18	349,000～396,999	54,600(53,400)	▲6,600	▲10.8
C17	397,000～	80,000(78,400)	C19	397,000～	58,400(56,800)	▲21,600	▲27.0

※太枠内は現行の階層の設定を変更しているもの。

2 延長保育料（公立保育所・公立認定こども園）

（１）現状

- ・ 保育標準時間における延長保育の利用料は、中核市や県内市町の平均よりやや高い状況である。（参考資料 P 21）
- ・ 類似事業であるこども誰でも通園制度や一時預かり事業などと同水準の料金設定である。（参考資料 P 22）
- ・ 利用人数が多い施設における延長保育事業費は約8,672円／h、利用者1人当たり約867円／hとなる。（参考資料 P 19）
- ・ 利用者は総児童数の約20％。そのうち月1回～3回の利用者が50％を超えており、継続的な利用よりスポットでの利用が多い。（参考資料 P 20）

（２）専門家会議での主な意見

- ・ 自治体や居住する地域により保護者が延長保育に求めるニーズは異なるため、中核市や県内市町の利用料と同水準にする必要はない。
- ・ 家庭時間の確保や保育現場の負担を考慮すると利用料の引下げは妥当ではなく、一定の負担を求めるべき。
- ・ 類似事業の費用負担との整合性を踏まえ、現行の1時間当たり300円は妥当である。
- ・ 低額な利用料で利用者が過度に増加し、保育現場の負担が増すことは避けるべき。

（３）児童福祉専門分科会での主な意見

- ・ 家庭時間の確保や保育現場の負担軽減、働き方改革の推進の観点から、利用料については現状維持とすべき。
- ・ 家庭時間の確保を延長保育料の料金設定によって促していくことには慎重であるべき。

（４）見直し案の概要

- ・ 類似事業との費用負担の整合性を踏まえて見直しは行わず、据え置く。

3 放課後児童クラブ利用料

(1) 現状

- 現在の放課後児童クラブの利用料（月額3,000円）は、公設公営クラブがある中核市23市の中で最も低い水準である。（参考資料P 26・27）
- サービス内容については、他の利用料が高い市と比較しても大きな差はない。
- 本市の放課後児童クラブの運営には、児童1人当たり月額 約1.9万円の費用がかかっており、国が示す費用負担の考え方に基づくと利用料は月額 約9,500円になる。（参考資料P 25）

(2) 専門家会議での主な意見

- 国が示す負担割合を基本に、サービス内容を踏まえた上で他都市との比較を行い、適正な利用料に引き上げるべき。その際には低所得世帯に配慮するとともに、激変緩和措置を講じる必要がある。
- 利用料の見直しだけでなく、サービス内容の充実の視点も持つべき。
- 保育料のように、所得に応じた料金設定も選択肢として挙げられる。
- 利用者の納得を得られるよう丁寧に説明する必要がある。

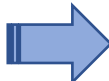
(3) 児童福祉専門分科会での主な意見

- 応能負担を原則に、激変緩和も行いながら見直すべき。
- 見直しの方向性については賛成するが、段階的に引き上げる際は一定の期間を設けるべき。
- 利用料を最終的に9,000円まで引き上げることは負担が大きいと考える。
- 保護者の理解を得るためにも、利用環境やサービスなどの充実について具体的に示すことが重要。

(4) 見直し案の概要

- サービスの質を充実しつつ、国が示す費用負担に基づく利用料（9,000円程度）となるよう2027年度から段階的に引き上げる。
- 低所得世帯や多子世帯に配慮するため、新たに就学援助世帯を対象とした減額制度の導入するとともに、利用児童3人目以降の無償化を行う。

(5) 現行と見直し案の比較

世帯状況	現行		見直し案			
	利用児童	利用料	利用児童	利用料		
課税世帯 (基本額)	1人目	3,000円	1人目	5,000円	 段階的に 引き上げ	9,000円
	2人目以降	1,500円	2人目	2,500円		4,500円
			3人目以降	0円		0円
就学援助世帯	1人目	3,000円	1人目	3,000円		5,000円
	2人目以降	1,500円	2人目	1,500円		2,500円
			3人目以降	0円		0円
生活保護 ・ 非課税世帯	—	0円	—	0円		0円
費用負担の割合 (保護者：公費)	1：9		2：8			4：6

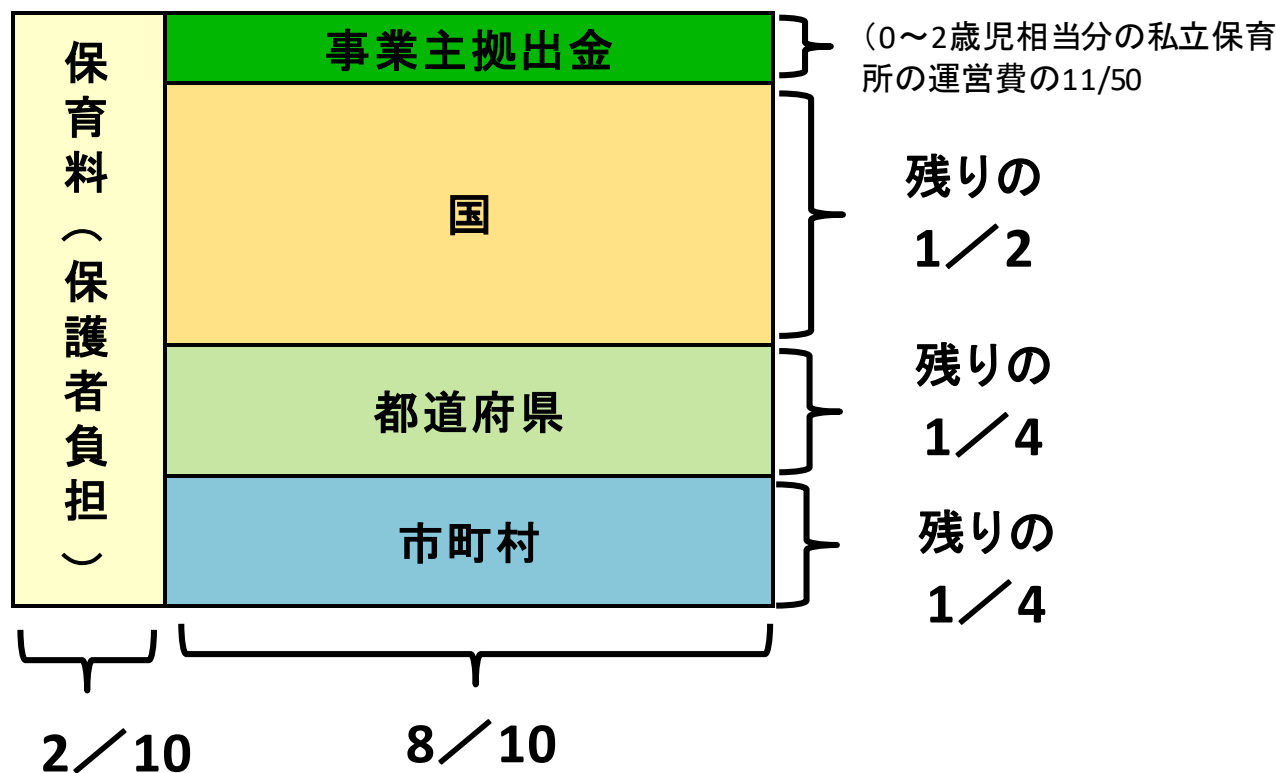
※費用負担の割合は、2026年5月1日時点の利用児童数等と2025年度事業費（決算見込み）から推計し算出

參考資料

1 保育料の受益者負担の基本的な考え方

- 2015年4月の子ども・子育て支援法の施行により、国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとされた。
- こども家庭庁「保育政策関係資料集」（令和8年4月）において、私立保育所に係る費用の負担の考え方として、「財源構成は、概ね保護者が支払う保育料と公費が2：8である」と示されている。同時に、「各市町村において、地域の実情に応じ上乗せして補助を行い、保育料の国の徴収基準から軽減するなどの独自の施策を実施している」とされている。

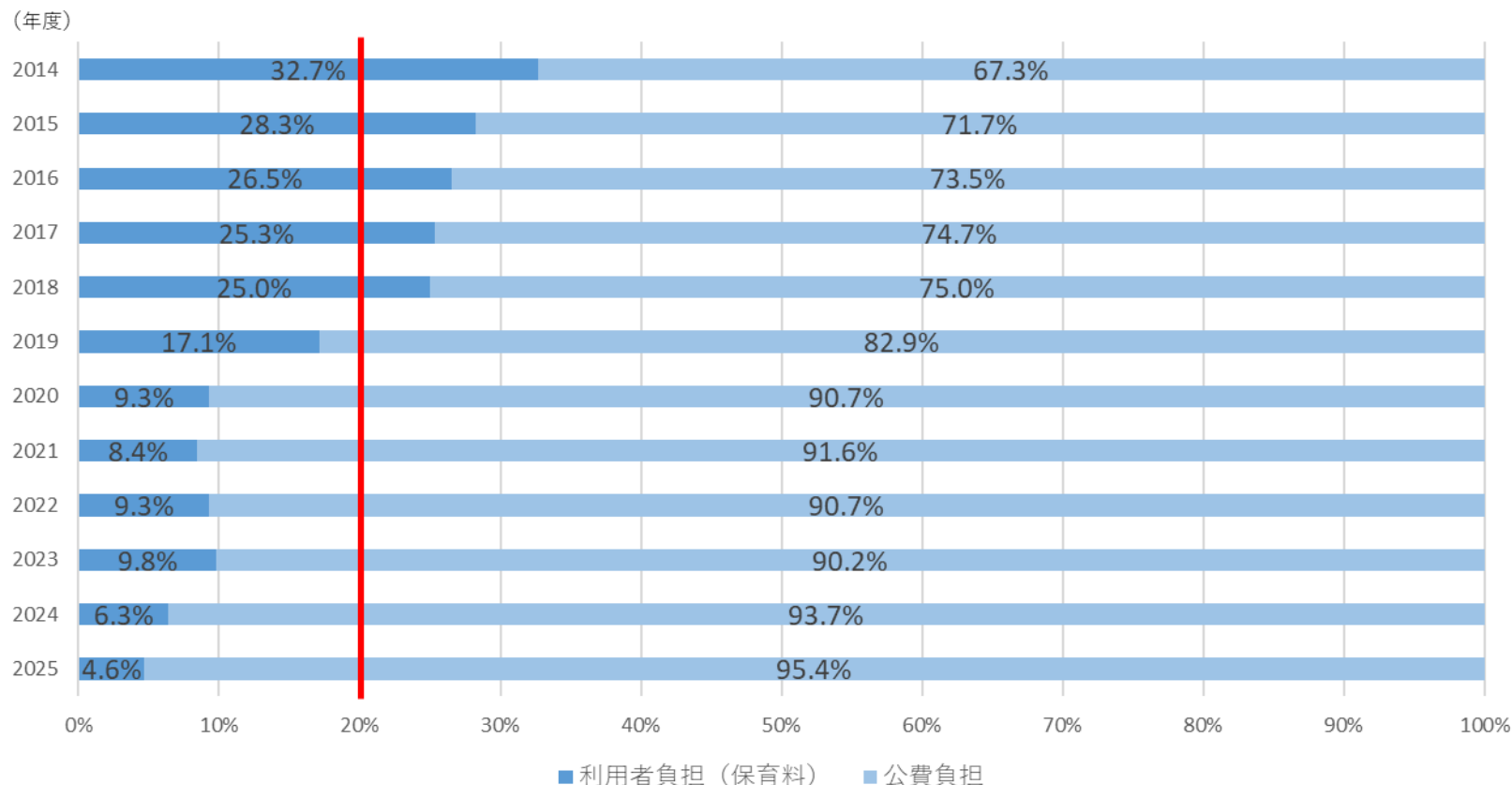
【私立保育所にかかる費用の負担の考え方】



2 福山市の保育所等の運営にかかる費用の利用者負担（保育料）と公費負担の割合

- こども家庭庁は「保育政策関係資料集」の中で、私立保育所に係る費用の負担の考え方として「財源構成は、概ね保護者が支払う保育料と公費が2：8である」としている。
- 2019年10月から開始された幼児教育の無償化などによって2019年度以降は公費負担の割合が大きくなった。さらに、2024年9月からは市独自で第2子無償化を実施したことから、より公費負担の割合が大きくなっている。

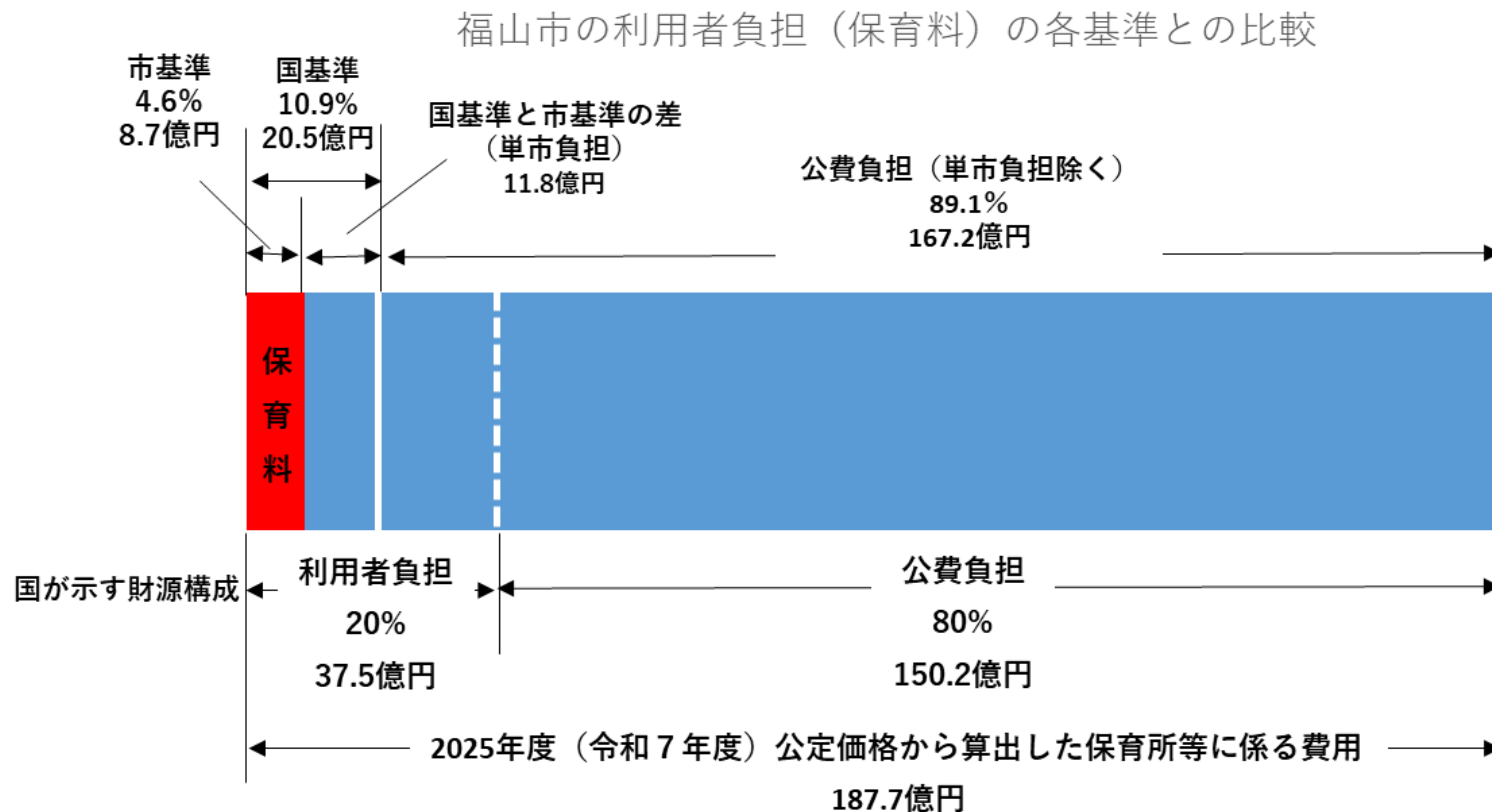
福山市の利用者負担（保育料）と公費負担の割合について



※保育所等の運営に係る費用は、私立分は実際の給付費と委託費、公立分は公定価格を基に算出した理論値を合算。

3 福山市の利用者負担（保育料）の国基準等との比較

- 2025年度の利用者負担（保育料）について、国が定める利用者負担の上限額の基準（以下「国基準」という。）や財源構成の考え方と比較。
- 保育所等に係る費用のうち実際の利用者負担（保育料）の割合は、国基準で10.9%、福山市が定める利用者負担の基準（以下「市基準」という。）で4.6%となっている。
- 公費負担割合の内訳は、国が1/2、県と市が1/4ずつ（満3歳未満の保育認定こどもは事業主拠出金充当後の残額に対して）負担。
- 国基準から減額している部分（約11.8億円）については、市費で負担している。

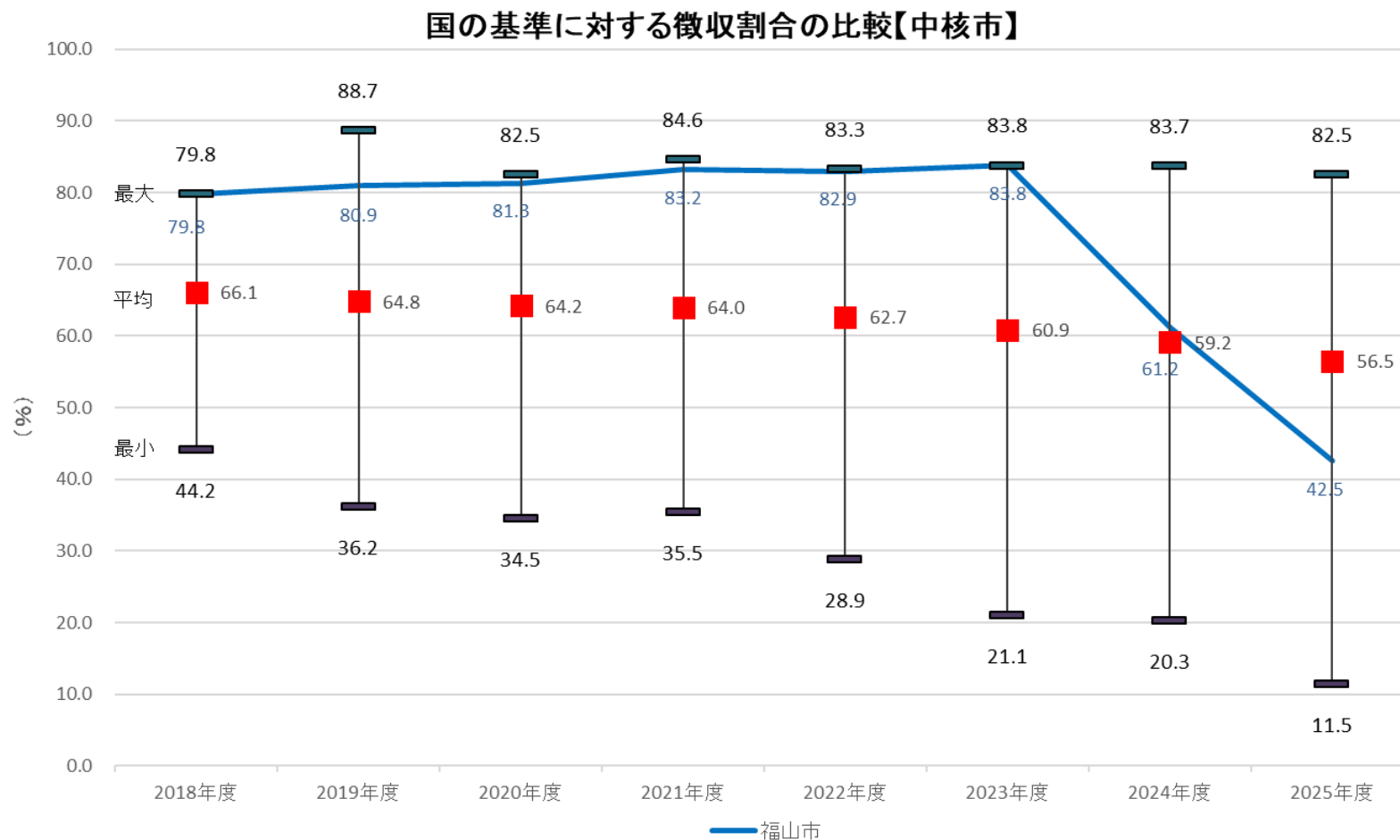


※保育所等の運営に係る費用は、私立分は実際の給付費と委託費、公立分は公定価格を基に算出した理論値を合算。

4 国基準に対する福山市と他都市との徴収割合の比較

(1) 中核市との比較

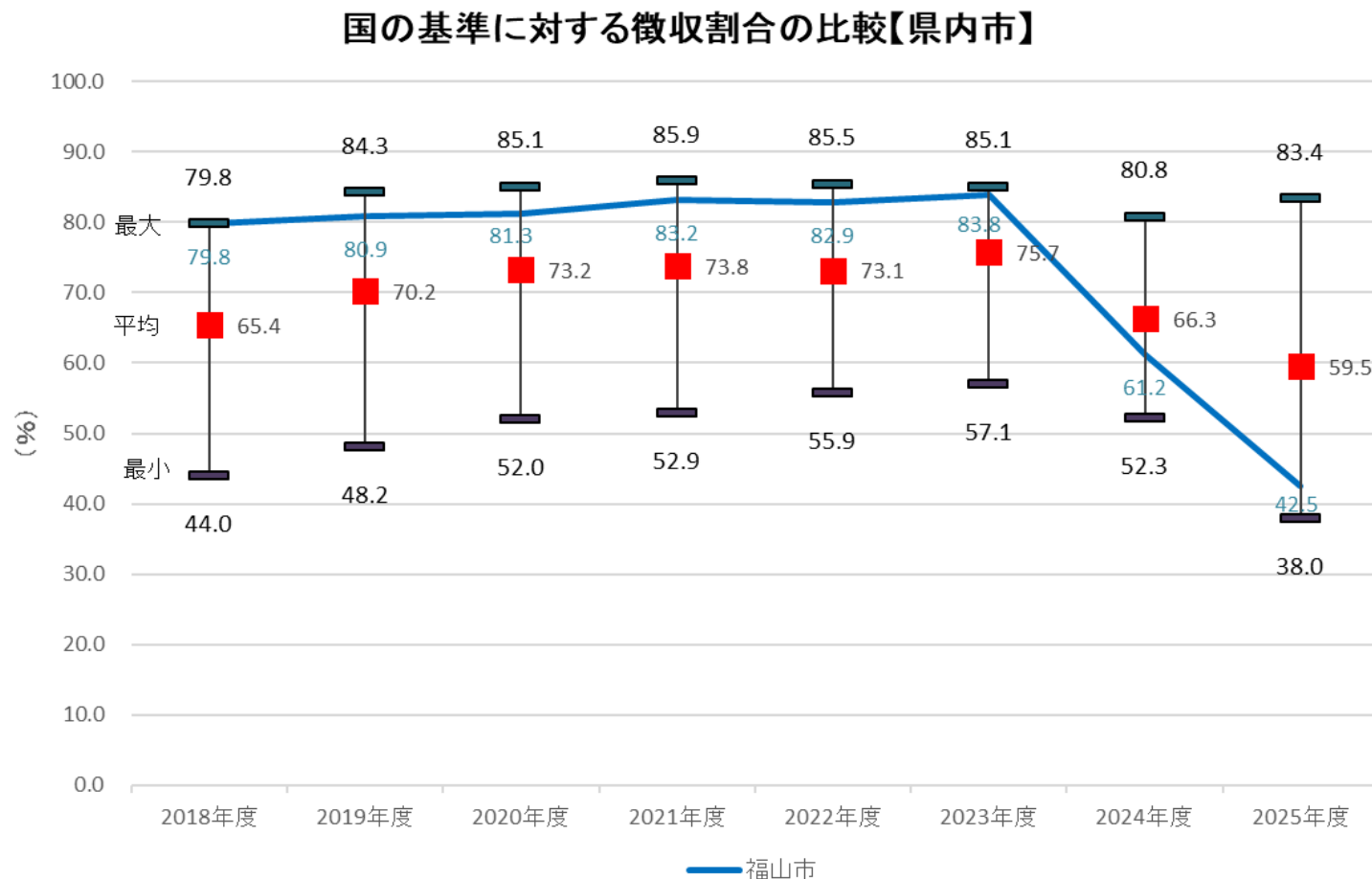
- 本市の徴収割合は、2024年9月から市独自に第2子無償化を実施したことにより2024年度の徴収割合は61.2%と、中核市平均59.2%と同程度の水準となった。また、2025年度は42.5%と、中核市平均56.5%を下回っている。



※2026年6月に福山市から中核市へ調査。62市のうち57市の状況を集計。

(2) 県内市との比較

- 2024年度に第2子無償化を実施した市が複数あることから、県内市の徴収割合の平均は、同年度66.3%に低下し、2025年度は59.5%となっている。
- 本市の徴収割合は、2024年度から2年連続で県内市の平均を下回っている。



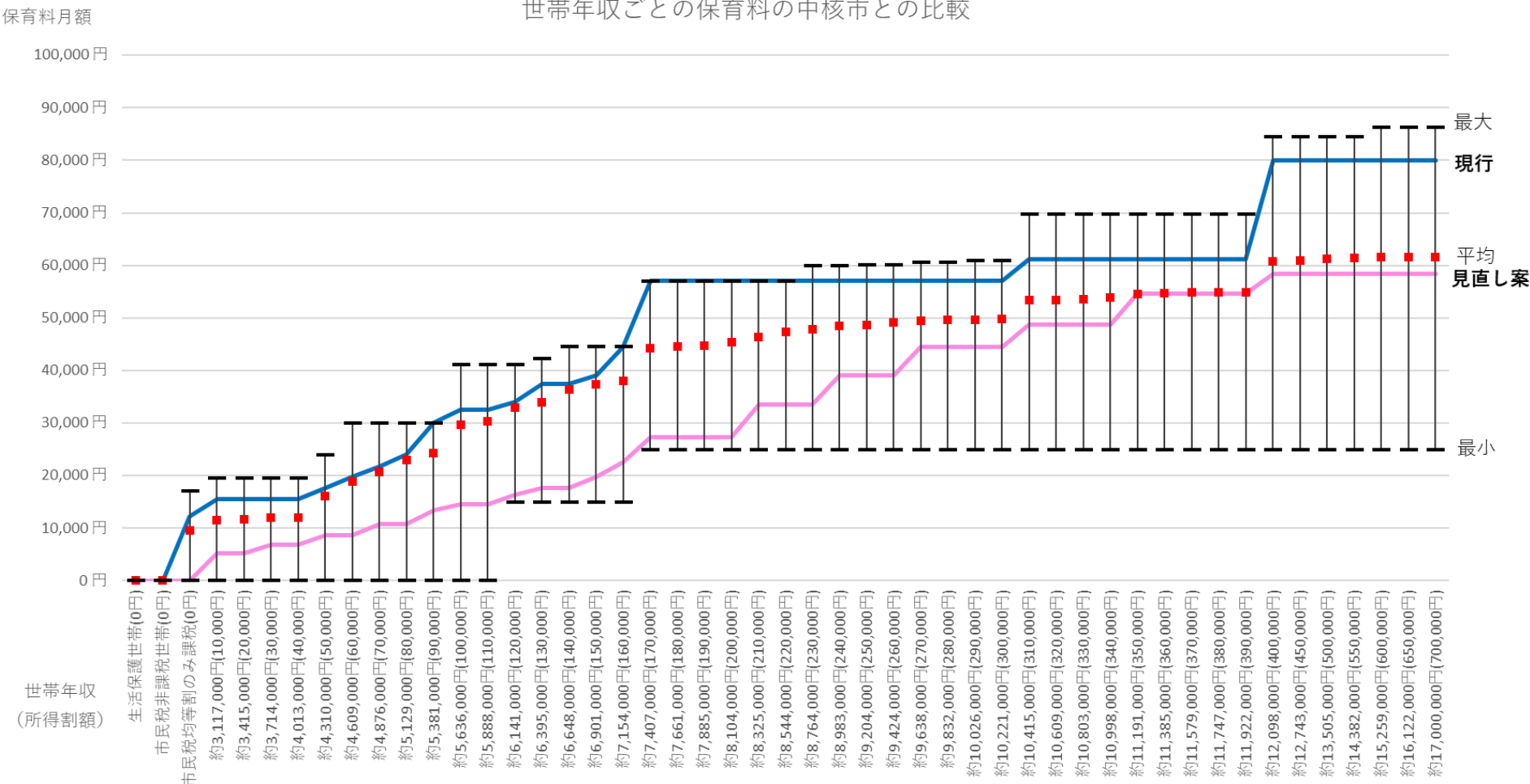
※2026年6月に県内市へ調査。14市のうち0～2歳児の保育料を無償化している市及び回答不可の市を除き2024年度12市、2025年度11市の状況を集計。

5 世帯年収ごとの保育料の福山市と他都市との比較

(1) 中核市との比較

- 2026年4月時点において本市の保育料は全ての階層で中核市平均を上回っているが、見直し案ではいずれも中核市平均を下回る。

世帯年収ごとの保育料の中核市との比較

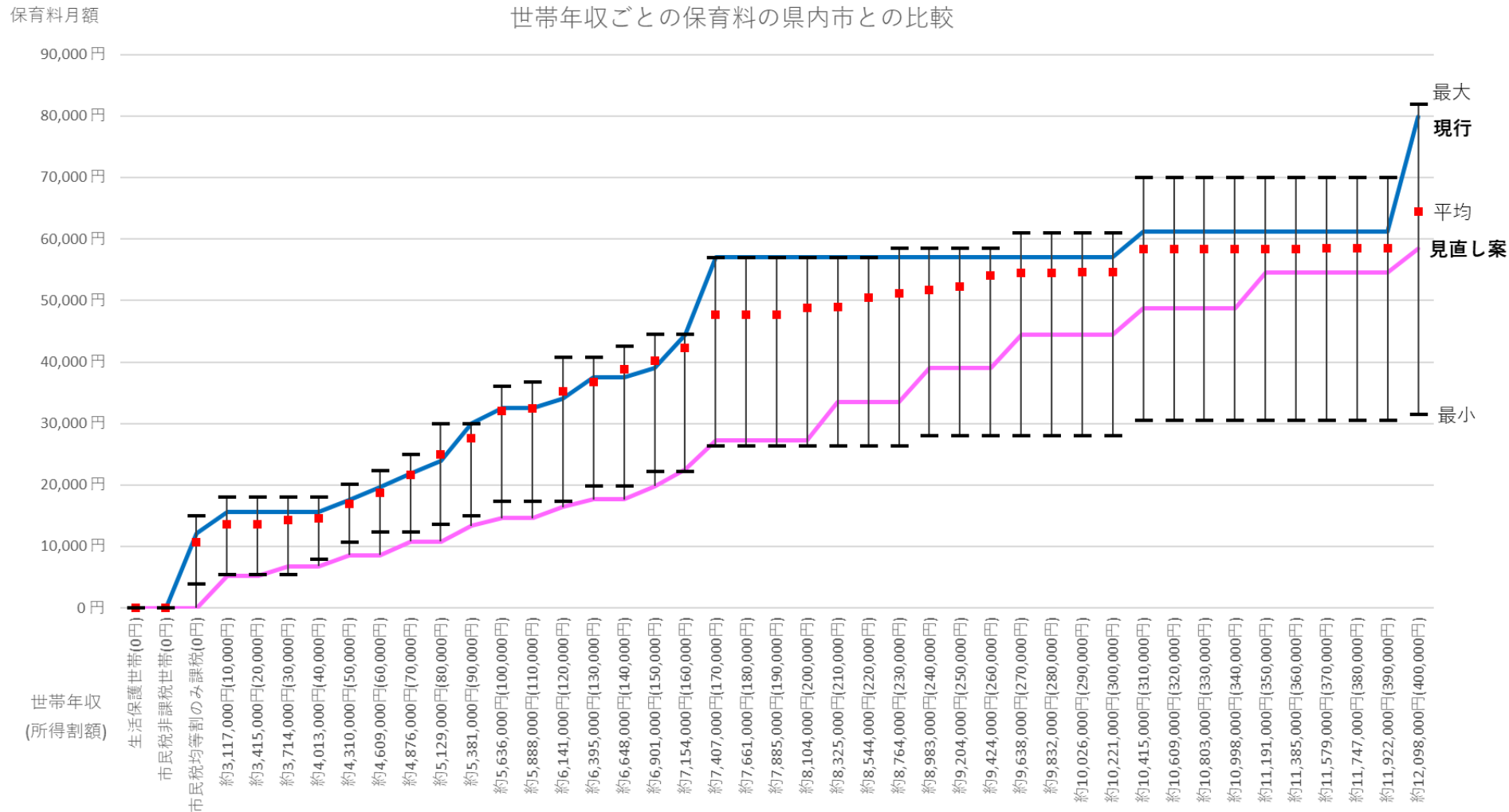


※標準時間の月額を比較（0～2歳児の保育料を無償化している1市を除く。）

※世帯年収は、夫婦共働き（社会保険に加入）かつ18歳未満の未婚のこどもが2人いる世帯をモデルとし、市民税の所得割額から逆算しておおよその金額を算出。

(2) 県内市との比較

- 中核市と同様に見直し案では全ての階層で県内市平均を下回る。



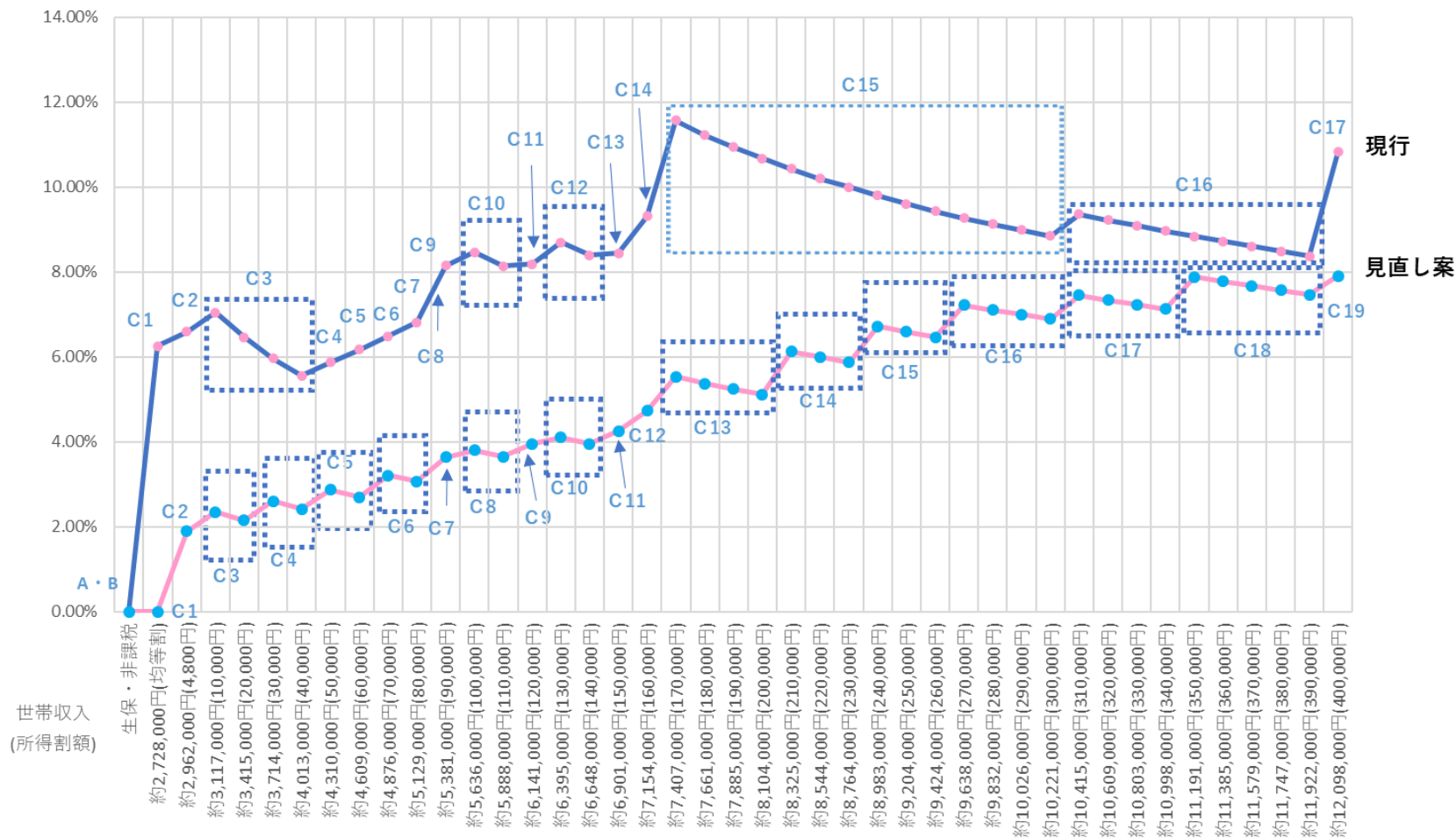
※標準時間の月額を比較（0～2歳児の保育料を無償化している1市を除く。）

※世帯年収は、夫婦共働き（社会保険に加入）かつ18歳未満の未婚のこどもが2人いる世帯をモデルとし、市民税の所得割額から逆算しておおよその金額を算出。

6 可処分所得に対する保育料の割合

- 世帯年収から社会保険料、所得税及び住民税を差し引いた額（可処分所得）に対して保育料が占める割合を算出。
- 現行と比較して累進度は高くなる。

可処分所得に対する保育料の割合



※世帯年収は、夫婦共働き（社会保険に加入）かつ18歳未満の未婚のこどもが2人いる世帯をモデルとし、市民税の所得割額から逆算しておおよその金額を算出。

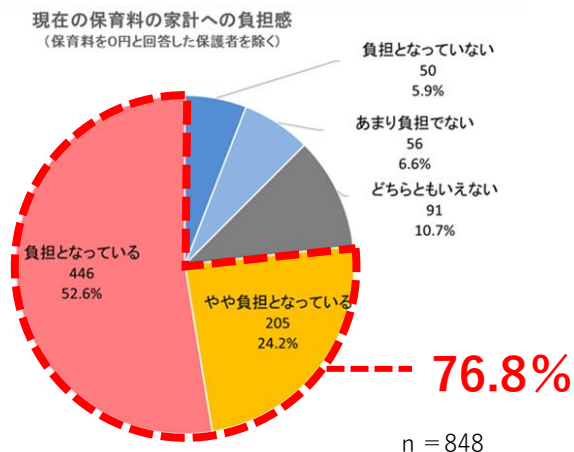
7 保育料に関するアンケートについて

実施期間：2026年7月16日～同月23日

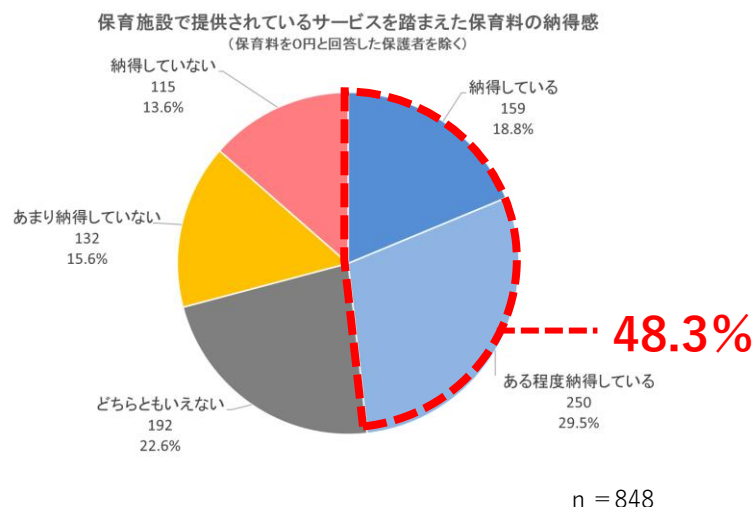
対象者：市内の認可保育施設に在園する0～2歳児クラスの保護者（4,413人）

調査方法：在園施設を通じて保護者へ回答を依頼。保護者はウェブで回答。

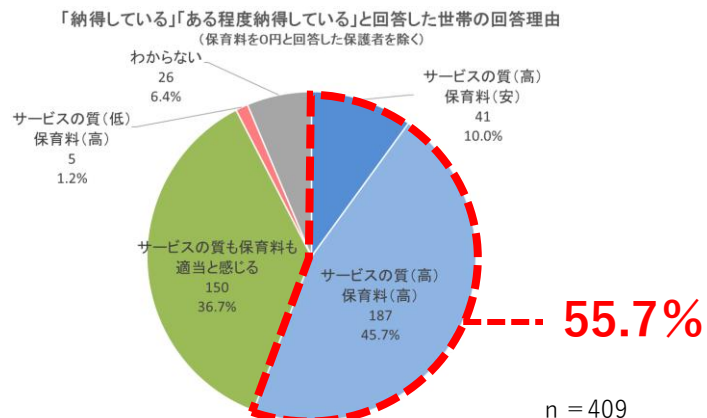
回答数（回答率）：1,441人（32.7%）



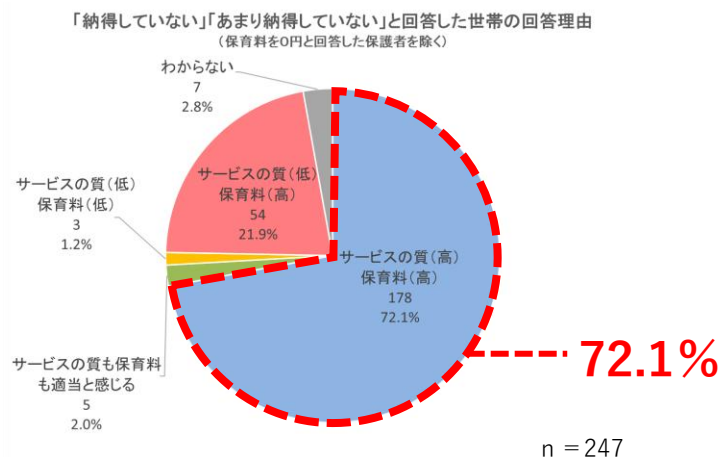
現在の保育料は家計にとって「負担となっている」「やや負担となっている」と回答した保護者は76.8%で、「負担となっていない」「あまり負担でない」の12.5%を大きく上回っている。



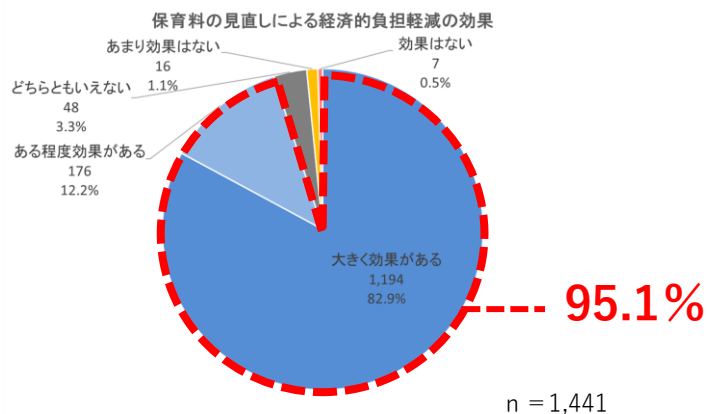
提供されているサービスを踏まえた保育料に「納得している」「ある程度納得している」と回答した保護者は48.3%で、約半数からは納得感が得られている。



提供されているサービスを踏まえた保育料に「納得している」「ある程度納得している」と回答した保護者(409人)のうち55.7%は、提供されている保育サービスの質が高いと感じている。



提供されているサービスを踏まえた保育料に「納得していない」「あまり納得していない」と回答した保護者(247人)のうちの72.1%は、保育料は高いと感じているものの提供されている保育サービスの質も高いと感じている。

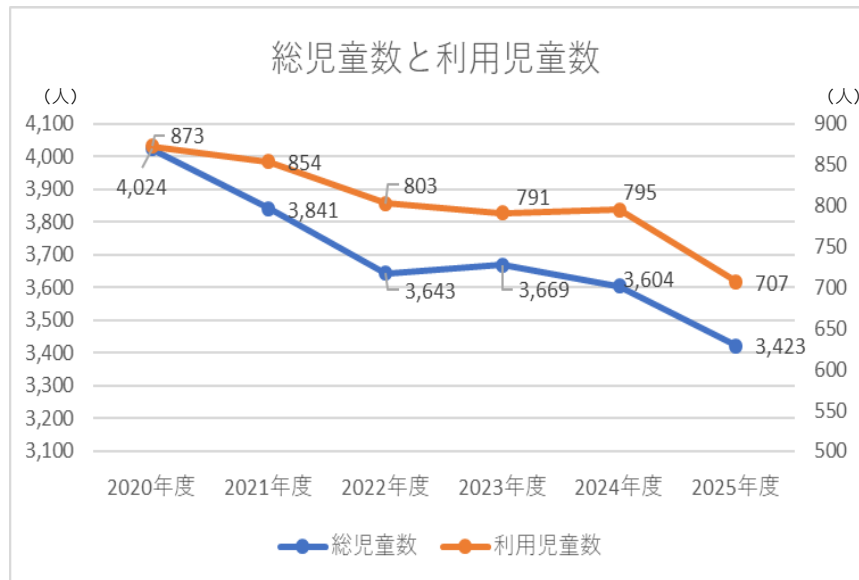


保育料の見直しが子育て家庭の経済的負担の軽減にどの程度効果があるかについて、「大きく効果がある」「ある程度効果がある」と回答した保護者は95.1%と、保育料の見直しが子育て家庭の経済的負担の軽減に大きく寄与することが考えられる。

(3) 利用状況等

(月平均)

	利用児童数	平均利用回数	利用者数 (1日当たり)	総児童数	継続利用者数	1～3回利用者数	上限額利用者数
	延べ利用児童数			利用者割合	対利用者数割合	対利用者数割合	対利用者数割合
2020年度	873人	5.4回	189人	4,024人	1人	479人	39人
	4,679人			21.6%	0.1%	55.1%	4.3%
2021年度	854人	5.6回	192人	3,841人	3人	454人	43人
	4,764人			22.2%	0.3%	53.3%	5.0%
2022年度	803人	5.3回	173人	3,643人	1人	425人	39人
	4,290人			22.0%	0.1%	52.9%	4.9%
2023年度	791人	4.9回	157人	3,669人	2人	456人	38人
	3,884人			21.5%	0.2%	57.7%	4.8%
2024年度	795人	5.0回	161人	3,604人	1人	446人	31人
	3,985人			22.1%	0.1%	56.2%	3.9%
2025年度	707人	4.9回	140人	3,423人	1人	396人	28人
	3,463人			20.6%	0.1%	56.1%	4.0%



- 利用者は総児童数の**約20%**
- 1か月の平均利用回数は**約5回**
- 月1～3回の利用者が全体の**50%超**
- 上限利用者は、**約4～5%**
- 毎日利用する継続利用者は、**ほとんどいない**

2 広島県内市町及び中核市との比較

調査の概要

設 定：各自治体により制度設計に違いがあるためケースを設定し比較

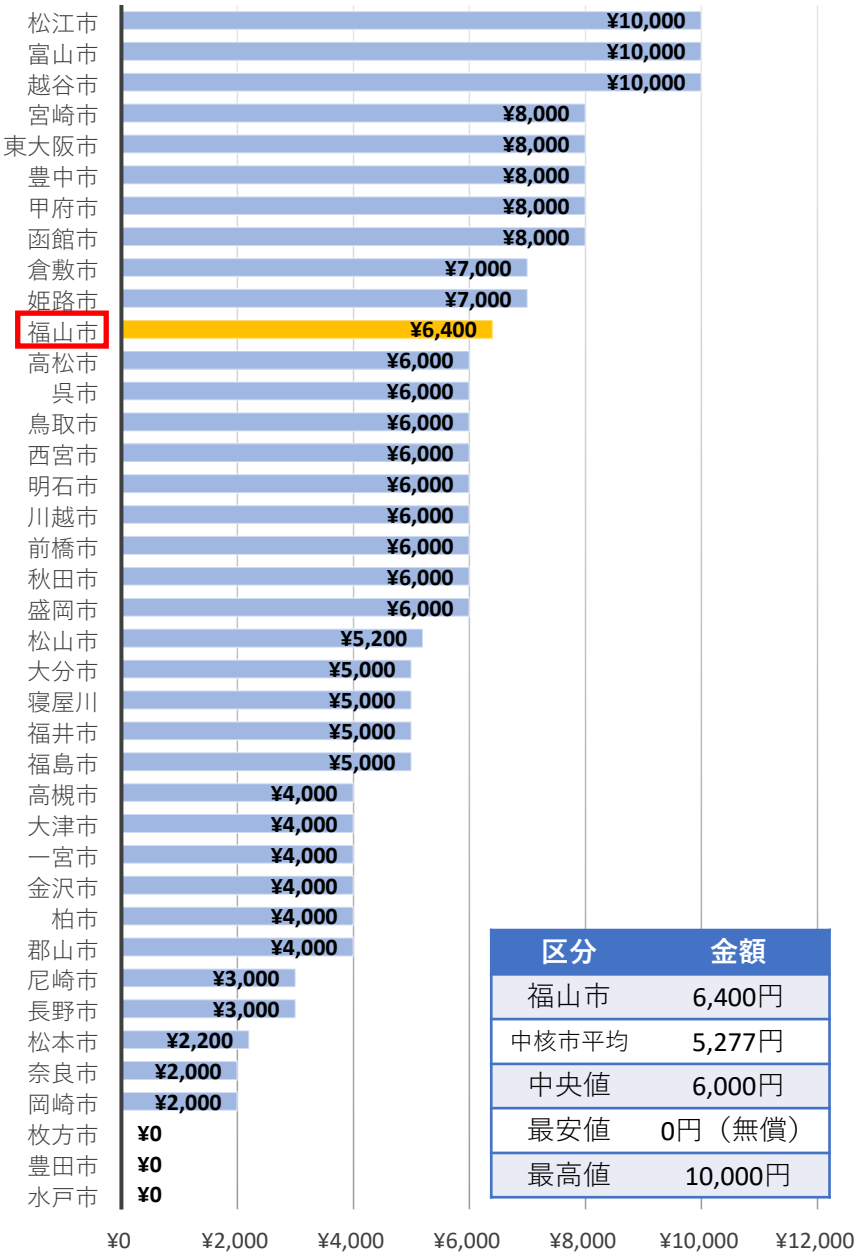
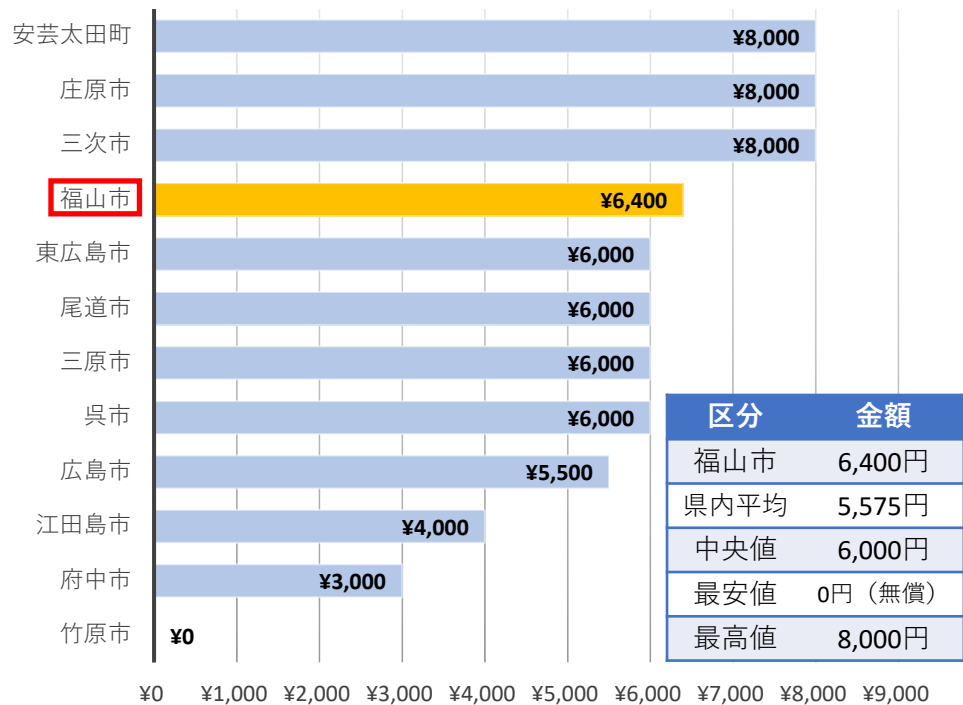
ケース：両親が就労しており、3歳児と0歳児の2名が

月20日（各1時間）延長利用

算 出：基本利用料、上限設定等を適用

福山市：300円／1h×20日＝6,000円

上限3,200円 × 2人 ＝6,400円



3 他の事業（類似事業）との比較

公立	一時預かり事業	休日保育事業	乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）
事業内容	保護者の断続的・短時間就労等の就労形態の多様化に対応するため、若しくは保護者の心理的・肉体的負担を解消するため実施するもの	就労形態の多様化に伴う休日における保護者の就労等により、家庭において必要な保育を受けることが困難な児童の保護者の需要に対応するため実施するもの	すべてのこどもの育ちを応援し、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルへの支援を強化することを目的として定期的な預かりを実施するもの
利用条件	保護者の就労・傷病、兄弟姉妹の参観日、冠婚葬祭など、家庭において保育を行うことが一時的に困難になった場合	・保育認定（2・3号）を受けている ・保育施設に在籍している ・認定を受けた事由と同じ事由で休日保育を必要としている。	就労要件を問わず、家庭で子育てする保護者のこどもなど、保育所等に通っていないこどもが利用できる
対象児童	0歳から6歳の就学前児童	すべての利用条件を満たす児童	0歳6か月から満3歳未満で保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない児童
利用期間	8時から16時（8時間） 月14日以内	日曜日・祝日の標準時間認定及び短時間認定の時間内	9時から16時（月10時間上限）
利用料	3歳未満児 2,200円／日 3歳以上児 1,700円／日	無料	300円／1時間
対象施設	5施設 （三吉、西、川口、柳津、ふたば保育所）	1施設（樹徳保育所）	1施設（樹徳保育所）

【参考】

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）利用料は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和七年内閣府令第九十五号）第12条第2項の規定に基づき、事業所が保護者の同意を得て徴収するため、その額は事業所が定める。なお、国において、利用料は1時間当たり300円程度を標準とすることが示されている。

放課後児童クラブについて

1 福山市の放課後児童クラブの現状について

(1) 利用料など

利用料	1人目	月額	3,000円
	2人目以降	月額	1,500円
	非課税世帯 生活保護受給者	月額	0円
運営費 (おやつ代など)		月額	1,500～2,000円 (クラブごとに設定)

※その他、傷害保険料として年額500円／人

【1 か月に必要な費用】 利用料＋運営費
利用児童 1 人の場合 4,500円～5,000円
利用児童 2 人の場合 7,500円～8,500円

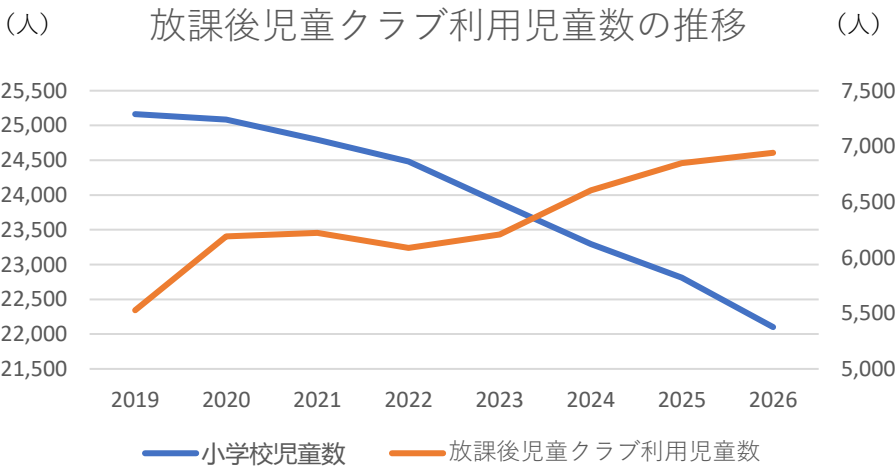
(2) 運営主体

(単位：クラブ)

	公設公営	公設民営	民設民営	計
クラブ数	55	15	2	72
教室数	121	27	2	150

(3) 放課後児童クラブ利用児童数の推移

利用児童数は増加傾向にあり、一部のクラブにおいて教室が過密になっている。

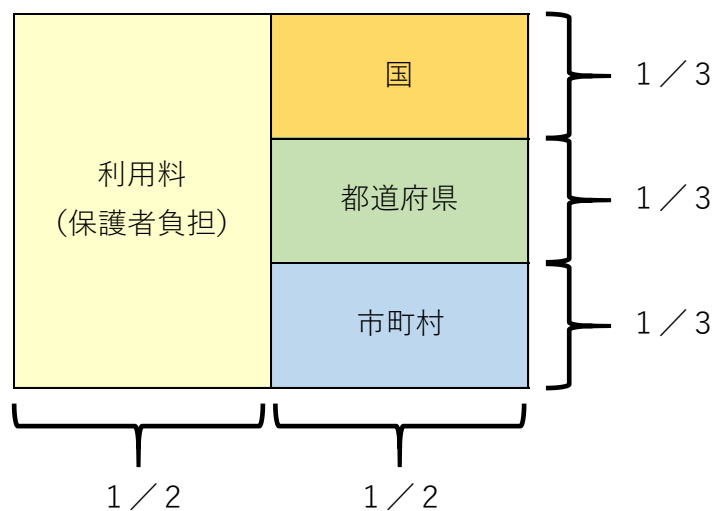


年度	小学校児童数	クラブ利用児童数	利用率
2019年度	25,163人	5,527人	22.0%
2020年度	25,086人	6,192人	24.7%
2021年度	24,795人	6,222人	25.1%
2022年度	24,482人	6,087人	24.9%
2023年度	23,883人	6,209人	26.0%
2024年度	23,296人	6,606人	28.4%
2025年度	22,810人	6,850人	30.0%

2 福山市のクラブ運営にかかる費用等について

(1) 利用料の受益者負担の基本的な考え方

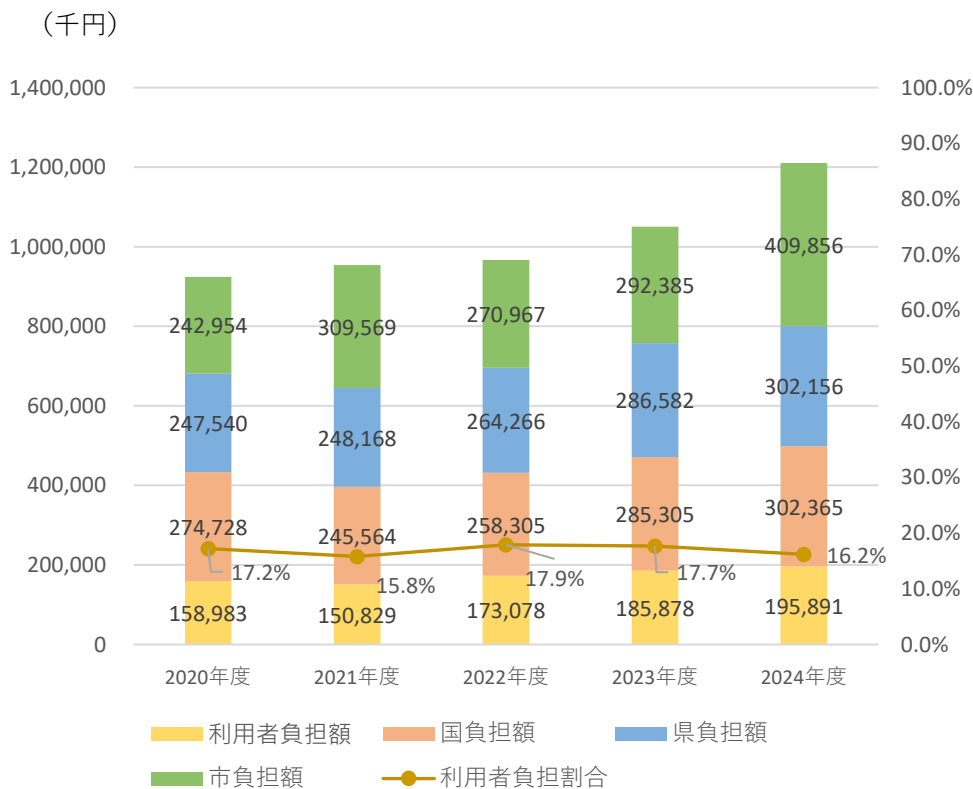
国が示す基本的な考え方は、
「受益者（保護者）負担」と
「公費（国：1/3 県：1/3 市：1/3）負担」を1/2程度とすることが示されている。



資料：こども家庭庁「令和8年度予算案の概要（事業別の資料集）」

(2) 利用者負担と公費負担の割合等の推移

クラブ運営にかかる費用は増加しており、利用者負担の割合は低くなっている。



利用者負担の割合の推移

17.7% ⇒ 16.2% ⇒ 13.7%
 (2023年度) (2024年度) (2025年度)

(3) クラブ運営にかかる費用に対する利用料

2025年度の場合

クラブ運営にかかる費用 (A)	1,548,638,370円
利用児童数 (B)	6,850人
児童1人当たりの年額費用 (A/B)	226,079円
児童1人当たりの月額費用	18,840円



○利用児童1人当たりの月額費用は、**約19,000円**

○国が示す費用負担の考え方に基づく利用料は、**約9,500円**

3 他自治体との比較

(1) 中核市との利用料の比較

利用料ランキング (62市中54市回答)

	中核市名	利用料	公設 公営
1	山形	9,000～14,275円	
2	函館	12,000円	
3	前橋	10,000円	
	船橋	10,000円	○
	柏	10,000円	○
	横須賀	10,000円	
	大津	10,000円	○
	尼崎	10,000円	○
9	倉敷	5,000～10,000円	
10	いわき	9,000円	
11	姫路	9,000円	○
12	岐阜	5,000～9,000円	○
13	越谷	8,500円	○
14	高崎	7,000～8,300円	○
15	西宮	8,200円	
16	高知	8,100円	○
17	川越	8,000円	○
	明石	8,000円	

	中核市名	利用料	公設 公営
19	鳥取	2,500～7,700円	
20	宇都宮	7,600円	
21	松江	6,300～7,300円	
22	枚方	7,200円	○
23	八戸	7,000円	
	川口	7,000円	
	八王子	7,000円	
	豊橋	7,000円	○
	岡崎	7,000円	
	一宮	7,000円	
	寝屋川	7,000円	○
30	高松	5,000～7,000円	
31	東大阪	6,500円	
32	久留米	5,000～6,500円	
33	豊中	6,000円	○
	吹田	6,000円	○
	高槻	6,000円	○
36	八尾	4,000～6,000円	○

	中核市名	利用料	公設 公営
37	豊田	5,500円	
38	福井	5,000円	
	甲府	5,000円	○
	奈良	5,000円	○
41	下関	4,000～5,000円	○
42	呉	3,500～5,000円	○
43	郡山	4,800円	
44	大分	4,500円	
45	旭川	4,000円	
	水戸	4,000円	
	和歌山	4,000円	
48	松本	2,000～4,000円	
49	鹿児島	3,500円	
50	青森	3,200円	○
51	福山	3,000円	○
	宮崎	3,000円	
53	那覇	1,000～3,000円	
54	長野	2,000円	

※出典：他市への照会結果（2025年度状況調査）

(2) 中核市（中四国地方）、広島県内市、備後圏域市町との利用料の比較

利用料 (最大)	中四国地方の 中核市	公設 公営	利用料 (最大)	県内市	公設 公営	利用料 (最大)	備後圏域の市町	公設 公営
10,000円	倉敷（4,000～）		5,400円	東広島（3,000～）	○	5,000円	世羅（3,000～）	○
							井原（3,000～）	
8,100円	高知	○	5,000円	呉（3,500～）	○	4,500円	尾道（3,000～）	○
7,700円	鳥取（2,500～）		4,500円	尾道（3,000～）	○	4,000円	府中	
7,300円	松江（6,300～）		4,000円	府中、三次		3,000円	竹原、福山	○
							三原	
7,000円	高松		3,500円	大竹（3,000～）	○	1回100円	神石高原	
5,000円	下関（4,000～） 呉（3,500～）	○	3,000円	広島、竹原、 廿日市、江田島、福山	○	各クラブに よる	笠岡	
3,000円	福山（3,000）	○		三原、庄原 安芸高田				